

令和 年 月 日

(株)ゆうちょ銀行

本・支店長 様  
郵便局長 様

福岡市長  
(公印省略)

## 指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定により本市の令和7年度分市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

1. 口座番号と加入者の名称

01750 - 4 - 960146 福岡市役所

2. 取りまとめ局 **福岡貯金事務センター**

## 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額にかかる納入金の取扱いについて

本市市県民税等の特別徴収税額の収納事務につきましては、日頃から格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

貴店（局）を本市の市県民税等の特別徴収税額にかかる納入金の取扱店（局）として指定いたしましたので、貴店（局）管内の特別徴収義務者から市県民税等の特別徴収税額の払込みがありました場合は、下記によりお取扱いただきますようお願いいたします。

### （取 扱 方 法）

1. 特別徴収義務者が別紙様式の三片式の「市民税・県民税・森林環境税納入書」に現金又は小切手を添えて納入を申し出ますので、納入書各片（納入書、納入済通知書、領収証書）の領収日付印欄に貴店（局）の「領収日付印」をそれぞれ押印し、納入金を収納してください。
2. 収納された納入金は、納入書の「納入済通知書」を添えて、取りまとめ局である福岡貯金事務センターに送金してください。
3. 領収証書は納入者に渡してください。
4. 納入書は貴店（局）の控として保管してください。

### （特別徴収税額の納期限）

市県民税等の特別徴収税額は、6月から翌年5月まで毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに納入することになっています。ただし、退職手当等に対する所得割（分離課税に係る所得割）につきましては、退職手当等の支払いの際に徴収し、徴収した月の翌月の10日までに納入することになっています。

また、特別徴収義務者のうち、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事務所等で、特別徴収税額の納期の特例に関する承認を受けているものは、納期限を年2回とし、①6月から11月までの分につきましては12月10日、②12月から翌年5月までの分につきましては6月10日までに納入することができることになっています。

なお、上記の納期限を経過したものにつきましても同様に収納してください。

（注）翌月10日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合には、その翌日が納期限となります。